

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 参議院議員の定数削減

参議院議員の定数は、二百十八人（現行二百四十二人）とするものとする。 （第四条第二項関係）

第二 参議院議員の選挙の単位、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数

参議院議員は、各選挙区において選挙するものとし、その選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとするものとする。

選挙区

議員数

北海道

十人

東北

青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

十六人

北関東

茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県

二十四人

南関東

千葉県・神奈川県・山梨県

二十八人

東京都

二十二人

北陸信越

新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県

十二人

東海 岐阜県・静岡県・愛知県・三重県 二十六人

近畿 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 三十六人

中国 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県 十二人

四国 徳島県・香川県・愛媛県・高知県 六人

九州 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県 二十六人

(第十二条第一項、第十四条第一項及び別表第三関係)

第三 選挙事務の管理

参議院議員の選挙に関する事務は、中央選挙管理会が管理するものとする。 (第五条関係)

第四 投票の記載事項

参議院議員の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならないものとする。 (第四十六条第一項関係)

第五 選挙長及び選挙分会長

参議院議員の選挙においては、選挙長を置くほか、都道府県ごとに選挙分会長を置き、選挙長は中央選挙管理会が、選挙分会長は都道府県の選挙管理委員会がそれぞれ選任した者をもって充てるものとする。

(第七十五条第二項及び第三項関係)

第六 立候補の届出

参議院議員の選挙において公職の候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があった日に、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならぬものとする。

(第八十六条の四第一項関係)

第七 公職の候補者に係る供託物の没収

参議院議員の選挙においては、公職の候補者の得票数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の十分の一(選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の十分の一)に達しないときは、供託物は、国庫に帰属するものとする。

(第九十三条第一項関係)

第八 法定得票数

参議院議員の選挙においては、通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の八分の一（選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の八分の一）以上の得票がなければ、当選人となることができないものとする。

（第九十五条第一項関係）

第九 再選挙及び補欠選挙

一 参議院議員の再選挙は、当選人の不足数が議員の欠員の数と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至ったときに行うものとする。

（第一百十条第一項関係）

二 参議院議員の補欠選挙は、議員の欠員の数が当選人の不足数と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至ったときに行うものとする。

（第一百三十三条第一項）

第十 選挙運動

一 選挙事務所

参議院議員の選挙における選挙事務所は、公職の候補者一人につき、その候補者に係る選挙区の区域内の都道府県の数に相当する数を超えることができないものとする。ただし、政令で定めるところ

により、交通困難等の状況のある区域においては、八箇所まで設置することができるものとする。

(第三百三十一条第一項関係)

二 自動車、船舶及び拡声機の使用

参議院議員の選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車又は船舶及び拡声機は、公職の候補者一人について、自動車二台又は船舶二隻（両者を使用する場合は通じて二）及び拡声機二そろい（交通困難等の状況のあるものとして政令で定める選挙区においては、自動車三台又は船舶三隻（両者を使用する場合は通じて三）及び拡声機三そろい）のほかは、使用することができないものとする。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではないものとする。

(第四百十一条第一項関係)

三 文書図画の頒布

参議院議員の選挙においては、次の通常葉書及びピラを頒布することができるものとする。

1 通常葉書

候補者一人について、五千四百枚に通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を乗じて得た数を

三万五千枚に加えた数（その数が十五万枚を超える場合には、十五万枚）

2 中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラ

候補者一人について、三万二千枚に通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を乗じて得た数を十万枚に加えた数（その数が三十五万枚を超える場合には、三十五万枚）

（第四百四十二条第一項関係）

四 新聞広告

参議院議員の選挙については、公職の候補者は、同一寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、六回を限り、選挙に関して広告をすることができるとすること。（第四百四十九条第三項関係）

五 個人演説会の会場前に掲示する立札及び看板の類

参議院議員の候補者が個人演説会の開催中その会場前に掲示しなければならない立札及び看板の類の数は、当該選挙ごとに通じて十を超えることができないものとする。

（第六百六十四条の二第三項関係）

六 街頭演説に係る標旗

参議院議員の候補者が街頭演説の際に掲げる標旗は、公職の候補者一人について、当該候補者に係る選挙区の区域内の都道府県の数に相当する数を交付するものとする。

(第百六十四条の五第三項関係)

七 交通機関の利用

参議院議員の選挙における公職の候補者は、無料で、通じて六枚の特殊乗車券(運賃及び国土交通大臣の定める急行料金を支払うことなく利用することができる特殊乗車券をいう。)又は特殊航空券の交付を受けることができるものとする。

(第百七十六条関係)

第十一 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 適用区分

この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院

議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によるものとする事。

(附則第二条関係)

三 参議院議員の定数に関する特例

参議院議員の定数は、第一にかかわらず、平成三十一年七月二十八日又は平成三十一年に行われる通常選挙の期日の前日のいずれか遅い日までの間は、二百四十二人とし、当該遅い日の翌日から平成三十四年七月二十五日までの間は、二百三十人とするものとする事。

(附則第三条関係)

四 経過措置等

二及び三のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定めるものとする事。

(附則第四条関係)

五 その他所要の規定の整備を行う事。